

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	重度心身障害者医療費の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ふじみ野市は、重度心身障害者医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

重度心身障害者医療費の支給に関する事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報の保護に関する法律及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。

評価実施機関名

埼玉県ふじみ野市長

公表日

令和6年3月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費の支給に関する事務
②事務の概要	ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例に基づき対象者に医療給付事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ・受給資格の認定に関する業務 ・医療費の支給事務
③システムの名称	福祉総合システム 中間サーバーソフトウェア 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル 重度医療支給管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例(以下「条例」という。)第4条第1項、別表第1の11の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号、条例第4条第1項、別表第1の11の項、条例施行規則別表第1の11の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 契約・法務課 〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号 049-261-2611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 障がい福祉課 〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号 049-262-9031

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月1日	評価書名	重度心身障害児(者)医療費の支給に関する事務	重度心身障害者医療費の支給に関する事務	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成30年2月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	ふじみ野市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例に基づき対象者に医療給付事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ・医療費の助成事務	ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例に基づき対象者に医療給付事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ・受給資格の認定に関する業務 ・医療費の助成事務	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成30年2月1日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	重度心身障害児(者)医療費	重度心身障害者医療費	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ふじみ野市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例に基づき対象者に医療給付事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。	ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例に基づき対象者に医療給付事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	1 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	宛名マスタ 重度医療支給管理ファイル	宛名情報ファイル 重度医療支給管理ファイル	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成30年2月1日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8項、 条例第4条第4項、別表第3の8の項、条例施行規則第2条、第3条第3項、別表第1の28、29の項、別表第4の8項	番号法第19条第9号、 条例第4条第4項、別表第3の8の項、条例施行規則第2条、第3条第3項、別表第1の28、29の項、別表第4の8項	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 長嶋 敏明	障がい福祉課長	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	1 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止要求 請求先	総務部 契約・法務課	総務部 契約・法務課 〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号 049-261-2611	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉部 障がい福祉課	福祉部 障がい福祉課 〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号 049-202-9031	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数	平成30年12月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	IIしきい値判断項目-2. 取扱者数	平成30年12月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	IVリスク対策-8. 監査	未入力	内部監査	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	表紙-公表日	平成31年2月1日	令和2年2月14日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年1月14日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、 条例第4条第4項、別表第3の8の項、条例施行規則第2条、第3条第3項、別表第1の28、29の項、別表第4の8項	番号法第19条第9号、 条例第4条第4項、別表第3の8の項、条例施行規則第2条、第3条第3項、別表第1の28、29の項、別表第4の8項	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月7日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例に基づき対象者に医療給付事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ・受給資格の認定に関する業務 ・医療費の助成事務	ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例に基づき対象者に医療給付事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ・受給資格の認定に関する業務 ・医療費の支給事務	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月7日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉医療システム 障害者総合支援システム 中間サーバーソフトウェア 統合宛名システム	福祉総合システム 中間サーバーソフトウェア 統合宛名システム	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月7日	1 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項、 ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例(以下「条例」という。)第4条第1項、別表第1の12の項、条例施行規則第3条第1項、別表第2の12の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項、 ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例(以下「条例」という。)第4条第1項、別表第1の11の項、条例施行規則第3条第1項、別表第2の11の項	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月7日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第9号、 条例第4条第4項、別表第3の8の項、条例施行規則第2条、第3条第3項、別表第1の28、29の項、別表第4の8項	番号法第19条第9号、 条例第4条第4項、別表第3の8の項、条例施行規則第2条、第3条第3項、別表第1の28、29の項、別表第4の7の項	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月7日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数	令和2年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月7日	IIしきい値判断項目-2. 取扱者数	令和2年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	表紙-公表日	令和2年2月14日	令和5年2月10日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月7日	表紙-特記事項	重度心身障害者医療費の支給に関する事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。	重度心身障害者医療費の支給に関する事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報の保護に関する法律及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月7日	表紙-公表日	令和5年2月10日	令和6年3月22日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月7日	1 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項、 ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例(以下「条例」という。)第4条第1項、別表第1の11の項、条例施行規則第3条第1項、別表第2の11の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項、 ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例(以下「条例」という。)第4条第1項、別表第1の11の項	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月7日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第9号、 条例第4条第4項、別表第3の8の項、条例施行規則第2条、第3条第3項、別表第1の28、29の項、別表第4の7の項	番号法第19条第9号、 条例第4条第1項、別表第3の10の項、条例施行規則別表第1の11の項	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月7日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数	令和4年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月7日	IIしきい値判断項目-2. 取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施